

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントの

チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度が新設されました。

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの間に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設しました。



皆さんが応援するチーム・アスリートや今も力を与えてくれるアーティストなど、文化芸術・スポーツに関わる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい税制が始まりました。

具体的な手続きは裏面をご覧ください⇒

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP 1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者 ⇄ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手。

STEP 3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒ 寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税！

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40%(+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2688)

対象イベントの考え方

対象イベントの要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること
(広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します)
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

(イベント参加者の皆様へ) 寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントです。対象イベントは、指定され次第、順次、文化庁・スポーツ庁のHPにアップします。

※1 例えば以下のようなイベントが想定されます。

- ・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント
- ・映画、博物館等、個展、テーマパークなどの観覧イベント
- ・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベント

※2 既に中止等が決定されたイベントで、払戻を行わないことを決定・公表している場合は、本要件を満たさないことになります。

対象として想定されないもの

- ・身内・内輪のイベント
- ・明らかに文化芸術・スポーツ以外の目的で開催されるイベント
- ・違法なものや主催者が反社会的勢力に属するイベント

問合せ先



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)



スポーツ庁 本件税制担当

[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)

チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇（減税）を受けられる新たな制度を創設しました。

皆さんが応援するチーム・アスリートやアーティストなど、文化芸術・スポーツにかかわる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい制度です。

寄附控除適用までの具体的な流れ

STEP 1 主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表します。

- 文化庁・スポーツ庁HPでも、申請中・指定済みのイベント・主催者のリストを確認することができます。

※本制度は主催者がイベントの指定を受けることが必要です。

STEP 2 - 1 主催者に払戻しを受けない意思を連絡します。

- 主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡してください。
- その際チケット原本が必要な場合もありますので、**お手元のチケットは必ず保管しておくようにしてください。**

STEP 2 - 2 主催者から2種類の証明書をもらいます。

- 主催者から「**指定行事証明書**」、「**払戻請求権放棄証明書**」の2種類の証明書が届きますので、大切に保管してください。

STEP 3 翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。

- STEP2-2で主催者から交付を受けた2種類の証明書を、確定申告書や他の必要書類と共に税務署に提出します。

※確定申告はe-Taxが便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※年末調整の対象とはなりませんので、税務署での申告が必要です。

※年間で合計20万円までのチケット代金分が、この制度の税優遇の対象となります。

よくあるご質問

Q 1 既に払戻しを受けていたら、対象にならないのですか？

- ◆ 既に払い戻してしまっていたとしても、主催者に対して、その払戻分を寄附することを連絡し、その後、実際に寄附を行えば、対象となります。
- ◆ 詳しい手続き方法については、主催者にお問い合わせください。
※法律の施行から9か月以内に、上記の払戻分の寄附を行っていただく必要があります。なお、法律の成立から6か月が経過した後に払戻しを受けた場合は特例の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 2 学生なので所得税を納めていません。その場合は対象にならないのですか？

- ◆ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたのチケット代金を親（納税者）が負担している場合には、その方が寄附金控除を受けることとなります。
- ◆ なお、主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とそ
の方が放棄した金額を記載してください。

Q 3 どのくらい減税されますか？

- ◆ 「寄附」合計額から2,000円を引いた額の40%分に当たる金額が、所得税から減税されます（税額控除方式の場合）。（お住まいの自治体が指定したイベントについては、さらに最大10%分が住民税から減税されます。）
※所得額から寄附額を差し引く所得控除方式を選択することも可能ですが、多くの方は上記の税額控除方式の方が減税額が大きくなります。
※「寄附」合計額は、今回の特例以外の既存の寄附金税制の対象寄附も含めた合計金額となります。

Q 4 確定申告はいつまでにどこに何を持参すればよいですか？

- ◆ 確定申告は翌年2月中旬～3月中旬に、各地の税務署にて受け付けています。
- ◆ 本税制に関する2種類の証明書のほかに、マイナンバーカードなどの本人確認書類、申告する年分の給与所得の源泉徴収票などが必要です。詳しくは、所轄の税務署等にお問い合わせください。

問合せ先	：	文化庁本件税制担当	03-5253-4111（内線：4764）
		スポーツ庁本件税制担当	
		〔観戦チケットの払戻しについて〕	03-5253-4111（内線：2686）
		〔イベント参加料の払戻しについて〕	03-5253-4111（内線：2688）

